

特定個人情報保護評価書修正案(地方税の賦課・徴収に関する事務全項目評価書案)
に対する提出意見と市の考え方について

1 提出期間 令和6年(2024年)1月22日(月曜日)～
令和6年(2024年)2月21日(水曜日)

2 提出意見数 1件(1通)

3 提出意見と市の考え方 以下のとおり

	提出意見(要約)	市の考え方
1	選挙に関係する人に、課税の情報(①個人住民税事務②固定資産税事務③軽自動車税事務④収納事務⑤滞納整理事務の情報)を閲覧されるのではないか。【1件】	個人情報の管理については、システムにアクセスできる職員を限定している他、職員に対しては、個人情報の業務目的外の利用や第三者提供の禁止等、情報セキュリティの重要性について共通の認識を持ち、業務の遂行に当たって本市の情報セキュリティポリシー及び情報セキュリティ実施手順の遵守に取り組んでおり、課税事務の従業者以外に閲覧されることはありません。 なお、保護評価書69ページ以降に示す「Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策」において具体的なセキュリティリスク対策について記載しています。